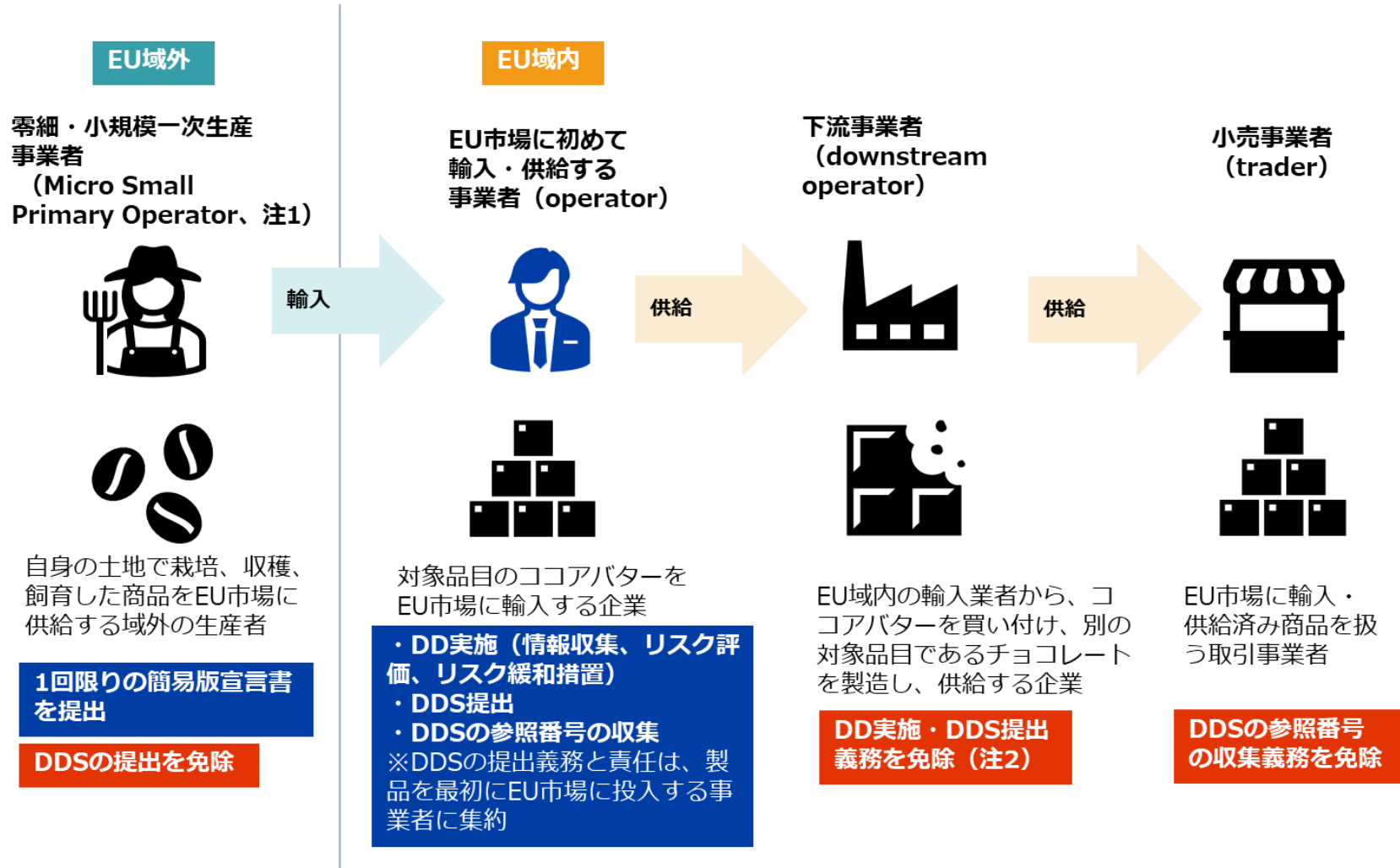


図2：EUDR対象事業者の削減



注1：低リスク国の零細・小規模事業者で、自身の土地で栽培、収穫、飼育した商品をEU市場に供給、あるいはEU市場から輸出する農家や林業者など。

注2：対象品目を初めて域内市場に上市するoperatorから最初に供給を受ける第1下流事業者は、operatorが実施するDDSの参照番号を収集し保管する義務を負う。それ以降の事業者に対してはDDSの参照番号の収集義務を免除する。

出所：欧州委員会プレスリリースを基にジェトロ作成